

ロゴマーク使用規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人機密情報抹消事業者協会(以下「本会」という、)のロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の使用にあたって必要な事項を定め、ロゴマークの適正使用を通じて本会会員(以下、「会員」という。)の意識向上及び本会の認知度の向上を図ることにより、機密文書処理市場の健全や発展に寄与することを目的とする。

(商標権)

第2条 ロゴマークの商標権は、本会に属する。

(会員の使用)

第3条 会員は、ロゴマークの使用に際しては、使用するすべての従業員にこの規則を周知し、遵守させなければならない。

2 会員は、ロゴマークを以下の媒体に使用することができる。

- ①ホームページ
- ②名刺 (会員の従業員に限る)
- ③宣伝用パンフレット類

3 会員は、ロゴマークの誤解を招く公表を自ら行わず、他者による公表も許してはならない。

4 会員に発行された登録証の写しを含め、ロゴマークの使用・使用方法について、許可されているか否か明確に判断できない場合には、本会事務局に書面等にて確認するものとする。

(清刷の使用及びロゴマーク清刷送付依頼書兼誓約書の提出)

第4条 ロゴマークは、本会から発行された清刷の複製を使用する。

2 ロゴマークの清刷を希望する会員は、理事長にロゴマーク清刷送付依頼書兼誓約書(様式 9)を提出しなければならない。

3 会員は、清刷を適切に管理するために社内に管理責任者を選定し、清刷の保護、漏えい防止に努めなければならない。

4 理事長は、会員のロゴマーク清刷送付依頼書兼誓約書(様式 9)を受理したときは、これに受理年月日及び受理番号を記入して返信し、清刷を電子データにて発行するものとする。

5 印刷やウェブサイトの作成にあたっては、清刷の保存形式を変更したり、解像度を低めたりしないものとし、下請け業者に清刷または清刷の複製を提供する場合、当該業者にもこれを遵守させ、清刷の保護、漏えい防止に努めなければならない。

6 印刷物やウェブサイトの作成以外の目的で清刷又は清刷の複製を他者に提供してはならない。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、会員が使用を中止又は退会するまでとする。

(ロゴマークの表示)

第6条 会員が、ロゴマークを使用する際は、ロゴマーク部と会員番号を一体として表示しなければならない。

2 ロゴマークの表示方法は、つぎのとおりとする。



R140000 ←

【会員番号】

会員番号の上2桁は、入会西暦年度の下2桁を示す。
2014年度入会会員は、14〇〇〇〇、2015年度入会会員は、15〇〇〇〇となる。

- ①正会員は、Rで始まる会員番号を表示する。
- ②賛助会員は、Sで始まる会員番号を表示する。
- ③ユーザー会員は、Uで始まる会員番号を表示する。

3 会員番号の字体は、「半角センチュリー」とする。

(ロゴマークの使用制限)

第7条 ロゴマークは、つぎのものに使用することはできない。

- (1) 会員が提供する製品
- (2) 会員が提供する製品の包装
- (3) 会員が提供する回収容器(段ボール類も含む)
- (4) 会員が作成する提案書、見積書、納品書、請求書、報告書
- (5) 会員が発行する証明書(裁断証明書、破砕証明書、溶解証明書など)
- (6) 機密文書の収集運搬車両、処理装置など
- (7) その他本会が提供、作成、発行、使用するものでないもの

(使用状況の確認)

第8条 ロゴマークの使用状況は、1年毎にチェックを行い、その確認結果はロゴマーク使用状況チェックリスト(様式10)に記録して、ロゴマークの使用期間中保管する。

2 ロゴマークの使用状況に違反があった場合は、遅滞なく理事長に報告するとともに違反對象物へのロゴマークの使用を中止する。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(施行期日)

1 この規則は、2015年8月5日から施行する。

2 この規則は、2019年7月1日から施行する。